第八十二条の三第一項中「第九十一条の二十七第一項において同じ。）又は」を「第九十一条の二十八第一項において同じ。）又は」に、「第九十一条の二十七第一項において同じ。）の」を「次条第一項及び第九十一条の二十八第一項において同じ。）の」に改め、「この条、第九十一条の十八第三項及び第九十一条の二十七において」を削り、同条第四項中「第九十一条の二十七第四項」を「第九十一条の二十八第四項」に改める。

第九章中第八十二条の五を第八十二条の六とし、第八十二条の四を第八十二条の五とし、第八十二条の三の次に次の一条を加える。

（確定給付企業年金から個人型確定拠出年金への残余財産の移換）

第八十二条の四　終了制度加入者等（第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等をいい、遺族給付金の受給権を有していた者を除く。以下この条において同じ。）は、個人型年金加入者の資格を取得したときは、終了した確定給付企業年金の清算人に同項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産（以下この条において「残余財産」という。）の国民年金基金連合会への移換を申し出ることができる。

2　当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があったときは、国民年金基金連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3　国民年金基金連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第八十九条第六項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

4　国民年金基金連合会は、第二項の規定により残余財産の移換を受けたときは、その旨を当該終了制度加入者等に通知しなければならない。

5　前各項に定めるもののほか、確定給付企業年金から個人型確定拠出年金への残余財産の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十一条の二第一項中「第九十一条の二十六及び第九十一条の二十七」を「第九十一条の二十七及び第九十一条の二十八」に改める。

第九十一条の十八第一項第一号中「次項第一号」の下に「及び第三号」を加え、「第九十一条の二十六第四項並びに第九十一条の二十七第三項」を「第九十一条の二十三第一項及び第二項、第九十一条の二十七第四項並びに第九十一条の二十八第三項」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

三　確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受け、第九十一条の二十三第一項の規定により同項に規定する企業型年金加入者であった者又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

第九十一条の十八第三項中「第九十一条の二十六第一項又は第九十一条の二十七第一項」を「第九十一条の二十七第一項又は第九十一条の二十八第一項」に改める。

第九十一条の三十一第一項中「第九十一条の二十九第一項第一号」を「第九十一条の三十第一項第一号」に改め、同条第二項中「第九十一条の二十九第一項第二号」を「第九十一条の三十第一項第二号」に改め、第十一章第四節中同条を第九十一条の三十二とする。

第九十一条の三十中「及び終了制度加入者等」を「、終了制度加入者等及び企業型年金加入者であった者」に改め、同条ただし書中「第九十一条の二十六第二項若しくは第九十一条の二十七第二項」を「第九十一条の二十七第二項若しくは第九十一条の二十八第二項」に改め、同条を第九十一条の三十一とし、第九十一条の二十九を第九十一条の三十とする。

第十一章第三節中第九十一条の二十八を第九十一条の二十九とし、第九十一条の二十七を第九十一条の二十八とする。

第九十一条の二十六第一項中「又は第九十一条の二十第三項」を「、第九十一条の二十第三項又は第九十一条の二十三第一項」に改め、同条を第九十一条の二十三第一項とし、第九十一条の二十五中「に係る措置及び終了制度加入者等」を「、終了制度加入者等及び企業型年金加入者であった者」に改め、同条を第九十一条の二十六とする。

第九十一条の二十四中「及び第九十一条の二十一第三項」を「、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項」に改め、同条を第九十一条の二十四とし、第九十一条の二十三を第九十一条の二十五とし、第九十一条の二十二の次に次の一条を加える。

（企業型年金加入者であった者に係る措置）

第九十一条の二十二　連合会が第九十一条の十八第二項第三号に掲げる業務を行っている場合にあっては、連合会は、確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、同条第一項に規定する企業型年金加入者であった者（以下「企業型年金加入者であった者」という。）又はその遺族に対し、老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うものとする。

2　連合会は、前項の規定により老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこととなったときは、その旨を当該企業型年金加入者であった者又はその遺族に通知しなければならない。

3　第九十一条の十九第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

第百十八条第一項中「第九十一条の三十一第三項」を「第九十二条の三十一第三項」に改め、「忌避した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第百十九条第一号中「第九十一条の三十一第三項」を「第九十一条の三十二第三項」に改める。

第百二十二条第二号中「又は第九十一条の二十第五項」を「、第九十一条の二十第五項」に改め、「含む。）」の下に「又は第九十一条の二十三第二項」を加え、同条第三号中「及び第九十一条の二十二第八項及び第九十一条の二十三第三項」を「、第九十一条の二十二第八項」に改める。

（確定拠出年金法の一部改正）

第二十一条　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項第二号中「百人」を「三百人」に改める。

第六条第一項中「定める変更」を「定める軽微な変更」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第二条第三項第五号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項の変更については、この限りでない。

第三十四条（見出しを含む。）中「七十歳」を「七十五歳」に改める。

第三十七条第一項中「七十歳」を「七十五歳」に改め、同条第二項中「七十歳」を「七十五歳」に、「すべて」を「全て」に改める。

第四十八条の三中「前条」の下に「（第七十三条において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十五条第二項第四号の二中「百人」を「三百人」に改める。

第七十三条中「の規定は連合会」を「及び第四十八条の二（資料提供等業務に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定は連合会」に改め、「第二十二条」の下に「及び第四十八条の二」を加え、「の規定に関し必要な技術的読替え」を「及び第四十八条の二の規定に関し必要な技術的読替え」に改める。

第八十九条第一項第三号中「及び住所」を削る。

附則第三条第一項第三号中「一月以上三年以下」を「政令で定める期間内」に改める。

第二十二条　確定拠出年金法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条の六」を「第五十四条の七」に改める。

第二条第六項中「「厚生年金保険の被保険者」とは、六十歳未満の厚生年金保険の被保険者をいい、」を削る。

第三条第一項中「企業型年金に係る規約において第三項第六号の二に掲げる事項を定める場合にあっては、六十歳に達した日の前日において当該厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者であった者で六十歳に達した日以後引き続き第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者であるもの（当該規約において定める六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達していない者に限る。）のうち政令で定める者を含む。以下この項」を「第九条第二項第二号に該当する者を除く。以下この項及び第五項、次条第三項（第五条第四項、第六条第二項及び第四十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第四項、第五条第二項（第六条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四十六条第一項」に改め、同条第三項第一号中「第五十四条の五」を「第五十四条の六」に改め、同項第六号中「（次号に掲げる事項を定める場合にあっては、第九条第一項ただし書の規定により企業型年金加入者となる者を含む。同項を除き、以下同じ。）」を削り、同項第六号の二を削る。